

佐賀県規則第 16 号

佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例（令和 8 年佐賀県条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用及び収益を目的とする権利)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、質権、賃借権及び使用貸借による権利とする。

(山の保全区域の指定の案の公告)

第 3 条 条例第 9 条第 3 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告は、佐賀県公報へ掲載し、及びインターネットを利用して閲覧に供することにより行うものとする。

2 条例第 9 条第 3 項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 山の保全区域の指定又は指定の変更若しくは解除（次号及び次条において「指定」という。）に係る区域の案（区域を変更する場合にあっては、当該変更に係る部分に限る。）

(2) 指定に係る区域の案の縦覧の場所、期間及び時間

(山の保全区域の指定の案に対する意見書)

第 4 条 条例第 9 条第 4 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出は、山の保全区域の指定の案に係る意見書（様式第 1 号）に土地所有権等又は指定に直接の利害関係を有する者であることを証する書類の写しを添付して行うものとする。

(土地所有権等の移転等の届出)

第 5 条 条例第 10 条第 1 項の規定による届出は、土地所有権等の移転等の届出書（様式第 2 号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

(2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地所有権等を有することを証する書類の写し

2 条例第 10 条第 1 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土地売買等の契約の当事者の連絡先

(2) 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況

3 条例第 10 条第 2 項第 1 号の規定で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - (2) 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
 - (3) 地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 9 条第 1 項の規定により設立された道路公社
 - (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 10 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社
 - (5) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - (6) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により指定された農地中間管理機構
- 4 条例第 10 条第 4 項の規定による届出は、土地所有権等の移転等の変更届出書（様式第 3 号）に第 1 項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添付して行うものとする。

（立入調査の身分証明書）

第 6 条 条例第 13 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 4 号）によるものとする。

（公表）

第 7 条 条例第 15 条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容

（届出の経由の特例）

第 8 条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する届出書（条例第 16 条第 1 項に規定する土地に係るものに限る。）は、その届出に係る土地の所在地を所管する農林事務所長を経由しなければならない。

（補則）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条から第 8 条までの規定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

山の保全区域の指定の案に係る意見書

年 月 日

佐賀県知事 様

意見提出者

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例第 9 条第 4 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

意見に関する事項

意見の内容	
指定に直接の 利害関係を有 する者等であ ることの説明	☐ 土地所有者等（ ） ☐ 直接の利害関係を有する者（ ）

注 1 指定に係る区域内に存する土地について、土地所有権等又は指定に直接の利害関係を有する者であることを証する書類の写しを添付すること。

2 該当する□にレ印を付し、括弧内には、内容を具体的に記載すること。

この様式に記載された個人情報、山の保全区域の指定に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第2号（第5条関係）

土地所有権等の移転等の届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

届出人（売主等）

住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者（買主等）に関する事項	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				氏名等（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
					（電話番号： ）			
契約に係る土地の種別及び内容に関する事項	種別： ☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 地役権 ☐ 質権 ☐ 賃借権 ☐ 使用貸借による権利 （期間に定めのある場合： 年 月 日から 年 月 日まで） 内容： ☐ 移転 ☐ 設定							
	契約締結予定日		年 月 日 （ ☐ 予約 ）					
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (㎡)	地目	現況
		市町	大字	字	地番			
	1							
	2							
	3							
	計	筆						
	土地所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的		☐ 現在の利用目的と同じ（ ） ☐ 現況と異なる（ ）					

注 1 佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例施行規則第5条第1項に規定する次の書類を添付すること。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地所有権等を有することを証する書類の写し

2 該当する項目の□にレ印を付し、括弧内には、必要な事項を記載すること。

3 土地売買等の契約に係る土地について、その所在する市町ごとに提出すること。

- 4 「契約に係る土地の種別及び内容に関する事項」の欄において選択した権利に期間が設定されているときは、その期間を記載すること。
- 5 地目の欄には登記簿の地目を、現況の欄には現況による地目を記載すること。
- 6 届出に係る土地が3筆を超える場合は、「土地の所在場所」の欄の計に合計筆数を、「面積（㎡）」の欄の計に合計面積を記載のうえ、別紙に記載し添付すること。

この様式に記載された個人情報、土地所有権等の移転等の届け出に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。
--

様式第 3 号（第 5 条関係）

土地所有権等の移転等の変更届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

届出人（売主等）

住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例第 10 条第 4 項の規定により、 年 月 日に届け出た内容に変更があったので、次のとおり届け出ます。

□土地所有権等の移転又は設定に関する変更事項

変更項目	変更前	変更後
土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者（買主等）		
□住所		
□氏名		

□契約に係る土地の種別及び内容に関する変更事項

変更項目	変更前	変更後
□契約に係る土地の種別及び内容		
□契約締結予定日		

□土地に関する変更事項

変更前	番号	土地の所在場所				面積（㎡）	地目	現況
		市町	大字	字	地番			
	1							
	2							
	3							
	計	筆						
変更後	番号	土地の所在場所				面積（㎡）	地目	現況
		市町	大字	字	地番			
	1							
	2							
	3							
	計	筆						
□土地所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的		変更前				変更後		

- 注 1 該当する項目の□にレ印を付すこと。
- 2 この様式には、土地所有権等の移転等の届出書（様式第2号）に添付した次の書類のうち、変更の内容に係るものについて、変更後の内容を明示したものを添付すること。
- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
 - (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地所有権等を有することを証する書類の写し
- 3 届出に係る土地が3筆を超える場合は、「土地の所在場所」の欄の計に合計筆数を、「面積（㎡）」の欄の計に合計面積を記載のうえ、別紙に記載し添付すること。

この様式に記載された個人情報、土地所有権等の移転等の変更の届け出に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第4号（第6条関係）

（表）

第 号	
身分証明書	
所 属	
職 名	
氏 名	
上記の者は、佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例第13条第2項の規定による立入調査をすることができる職員であることを証明する。	
年 月 日交付	
佐 賀 県 知 事	
	

（裏）

佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例抜粋
（報告の徴収及び立入調査等）
第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第10条第1項又は第4項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用目的その他必要な事項に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。
2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が山の保全に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。